

発言通告表（一般質問）

平成29年2月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	遠藤 盛正（13）	<p>1. 高齢者運転の交通事故対策と生活の足の確保について</p> <p>近年、高齢ドライバーが運転する車による悲惨な死亡事故が相次ぎ、対策のあり方が問われています。昨年10月下旬に横浜市港南区では80代の男性が運転する軽トラックが集団登校中の児童の列に突っ込み7人が死傷。11月には栃木県下野市で高齢者の運転する車が病院玄関付近に突っ込んで3人が死傷。同月東京都立川市の病院の敷地内で車が暴走、はねられた2人が犠牲になる死亡事故が起きています。これも高齢ドライバーによる事故です。</p> <p>静岡県内では、昨年10月までの交通事故死亡者のうち37%が高齢ドライバーによる事故の犠牲者だそうです。県内で運転免許証を保有する65歳以上の高齢者は平成27年末で59万人超。富士市では、平成27年末で運転免許証の保有者は、17万5000人で、そのうち65歳以上の高齢者が4万人強いるそうです。これは全体の22.6%で、今後高齢化が進む中この数字も間違いなく上がっていきます。ここで問題は、多くの高齢者が「自分は大丈夫、事故なんか起こさない」と思っていることです。しかし高齢になれば運転に対する認知機能は確実に衰えてきています。警察庁は認知症の人が起こした交通事故が平成27年までの3年間で少なくとも216件あったとしています。そこで政府も認知症ドライバー対策を強化する「改正道路法」を本年3月から施行すると発表しています。静岡県警も、この認知症ドライバー対策を強化する臨時認知機能検査が新設され、県内でも対象となる75歳以上の高齢運転者は約1万人になると見込んでいます。</p> <p>ここで簡単に、臨時認知機能検査について説明いたします。逆走などの通行区分違反や信号無視といった認知機能低下により引き起こされやすいとされる18項目で違反をした75歳以上の高齢者に義務づけられるもので、認知症のおそれがあると判断されれば医師の診断などを受けなければならず、発症していた場合は免許停止か免許取り消しとなるものです。このように法律的にも高齢者の交通事故防止に厳しくなりますが、現在、行われている運転免許証自主返納を進める意味でも、今後の行政の取り組みが大切になってくると思います。</p> <p>富士警察署管内での運転免許証自主返納者は、平成24年が391件、平成25年が340件、平成26年が539件、平成27年が623件、平成28年は817件となっています。今年度は特に昨年10月に起きた全国的な高齢ドライバーによる交通事故を受けて増加傾向になっているそうです。</p> <p>しかし、免許証を返納した後の生活の足については不安を抱える方が多く、行政としても早急な取り組みが必要となってきています。山間地など車がないと生活が成り立たない地</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
1	遠藤 盛正（13）	<p>域があるのも事実ですし、孫の送り迎えを生きがいにしている方もいらっしゃいます。そこで、運転しなくても生活できる自主返納しても安心して生活できる環境づくりに今すぐ取り組んでいただきたいと思います。私たちの富士市から、高齢者自身の交通事故、高齢ドライバーによる悲惨な交通事故を起こさないよう「高齢ドライバー交通事故ゼロ」を目指して、以下質問させていただきます。</p> <p>(1) 富士市の高齢ドライバーによる交通事故の現状について</p> <p>(2) 富士市の公共交通機関の現状について</p> <p>(3) 富士市の認知症の疑いのある要介護認定者の運転免許証保有者の対応はどのようになっているのか。</p> <p>(4) 富士市の運転免許証自主返納事業の取り組みについて</p> <p>2. 富士駅南口田子浦線整備計画の進捗状況について</p> <p>平成20年度からスタートした富士駅南口田子浦線の整備計画は当時、富士駅南地区区長会、富士南地区区長会、富士第二小学校PTA、富士南小学校PTA、富士南中学校PTA、富士駅南商店会からの強い要望を受け、当時の鈴木尚市長を初めとする当局と住民30名ほどが参加した行政視察を行い、鈴木市長にも、大変危険な箇所であると認識をいただき早急な改良計画が必要とされて始まった事業だと認識しています。</p> <p>予定では平成28年度には全ての工事が終了し、富士駅南口周辺の交通安全と地域の活性化が進むと住民からも大きな期待を受けていました。しかし、順調にスタートしたかに見えた事業ですが、平成23年ごろから平成27年までは手つかずな状態が続き、移転を済ませた人やまだお住まいの方からも、いつになったら本格的に始まるんだと不安の声が上がっています。この計画は、住民にしてみると単に道路の拡張だけでなく、富士駅南口周辺の整備が進められることで、にぎわいあるまちづくりができると大いに期待されているものです。</p> <p>富士駅周辺の整備計画も長期にわたり進められていますが、具体的に進んでいないのが現状です。この富士駅南口田子浦線の改良工事は、富士駅周辺の再整備計画にも大きく寄与すると考えますので、一日も早い工事の完成を望むものがあります。以上のことから今後の工事の進捗はどのようにするのか確認したいと思います。</p> <p>以上、2項目をもって1回目の質問とさせていただきます。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	小野由美子（14）	<p>1. 富士市在住の日本語を母語としない外国籍の方々への日本語教育について</p> <p>平成29年1月現在で、富士市には、57カ国4800人弱の外国籍の方々があり、市の主催講座だけでなく、市民団体の方々や個人ボランティアの方々が、外国籍の方々に、日本語や日本での生活上必要な事柄を伝える活動を担ってくれています。25年以上前から富士市より委託を受け活動している教員OB・OGで構成されている「富士日本語教室」や20年以上前より自主的にボランティアで活動している「富士にほんごの会」、そして、FILSで行っている日本語ボランティアの皆様などです。</p> <p>1月22日に行われた第14回日本語スピーチコンテスト入賞者のスピーチにも、日本語を教えているボランティアの方々の献身的な活動に感謝する内容が多くあり、富士市に住む外国籍の方々にとってかけがえのない活動になっていると認識しています。長年の御活動に深く感謝するものです。</p> <p>その中で、現在、日本語を学びたいと希望している外国籍の方々がふえ、ボランティアが不足している状態にあると聞いております。</p> <p>日本語を学ぶチャンスのないまま長年日本に住んでいる人が正社員になったときに漢字ができなくて困ったとか、子どもが学校へ行くようになり学校から持って帰ってくるお便りが読めないという人がいます。また、研修生や実習生は滞在年数が限られていることから少しでも日本語能力を上げて帰国したいと思っています。このように要望が多様化してきている現実もあります。</p> <p>日常生活での会話や読み書きがわからず困るということだけでなく、災害時に情報が届かなければ危険にさらされることも予想されます。学校のような場所で日本語を学ぶことのできない人々にとって日本語ボランティアの存在は欠かせないものです。</p> <p>さらに、静岡県では、これから不足するといわれている介護人材の担い手として、外国人の導入も視野にあり、その場合、日本語をしっかりと学ぶシステムづくりが課題になっているとの報道がありました。</p> <p>その一方で、富士市にも、日本語教師を目指し、専門学校や大学等に通って420時間に及ぶ日本語教育の専門知識を習得し、さらには日本語教育能力検定試験に合格した方々もいます。しかし、それらの資格を持つ方々でも、富士市で日本語を外国籍の方々に教えようとする、1回200円ほどの資料代でボランティア活動をする以外に活躍の場がないという嘆きの声も聞こえています。</p> <p>多様化してきている需要に対し、供給が従来の献身的なボランティアに支えられているところが大きいことから、機能している部分ではすばらしい成果を出していますが、もう少</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	小野由美子（14）	<p>し多様化に向け枠を広げてもよいのではないかと感じ、以下質問いたします。</p> <p>(1) 富士市の外国籍の方々への日本語教育の目的と方針、そして、現在行っている手段・方法をお聞きします。</p> <p>(2) 現在の制度はそのまま生かした上で、所有する資格（日本語教師として認められる基準の取得や語学検定等）、得意分野及び他国の滞在経験や日本語教師としての派遣条件等々の情報を人材登録し、市が把握した上で、ウェブサイト等で紹介し、それぞれの派遣要望に応じ、能力に見合う報酬を得られるシステムをつくるのではないかと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(3) 在住する外国籍の方々に日本語力を上げてもらうことは当然ですが、市役所の窓口や郵便物にも「やさしい日本語」を活用し情報弱者を減らす努力をすることや、富士市で日本語教育に携わっていただいている方々との連絡会を主催し、それぞれの方が持っていらっしゃる課題などの情報を行政に取り入れてはいかがでしょうか。</p> <p>2. 不用浄化槽を雨水貯留施設へ転用する効用とその費用の一部補助について</p> <p>現在、富士市における下水道布設工事は、富士市の北部地域へと進んできております。従来、下水道が布設されるとき、今まで使っていた浄化槽を撤去し、そこに下水道本管への接続管路を整備してきたと思います。</p> <p>しかし、敷地に余裕がある場合、浄化槽を撤去しなくても下水道への接続管路を布設することが可能です。そして、不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用することができます。</p> <p>雨水貯留施設へ転用することにより、①雨水の庭木等への散水・洗車・防火用水等への有効利用ができます。②雨水の有効利用により水道料金と下水道使用料の負担を軽減できます。③宅地内に遊水機能をもつことにより、降雨時の河川の負担を軽減できます。④不用となる浄化槽を廃棄処分することなく、再利用できます。⑤下水道への接続への誘導要因になります。</p> <p>このようにいいことづくめであることから、浄化槽の雨水貯留施設への転用に補助金制度を設けている市が全国にたくさんあります。自治体別雨水利用助成制度一覧（2011年4月）によると、全国で何らかの雨水対策を行っている205市区町村のうち94市町に浄化槽の転用助成制度があります。助成制度がないところは、東京都心や神奈川県の一部です。静岡県では、ほとんどの市でこの浄化槽からの転用雨水貯留施設への助成制度を行っていて、助成制度を設けていないのは上記一覧によると島田市と富士市のみです。</p> <p>担当課は市によってさまざまですが、新設の家庭用雨水貯留槽より格段に容量の大きな雨水貯留施設となることから、</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
2	小野由美子（14）	<p>治水対策として積極的に進めている市が多いようです。そこで、以下質問いたします。</p> <p>(1) 降雨時の雨水対策に苦慮することが多い富士市に、下水道工事が北部にきている今こそ、富士市浄化槽雨水貯留施設転用費補助金を創設し、普及を図るべきと思いますがいかがでしょうか。</p> <p>(2) これから下水道布設が計画されている公共施設で、避難所指定施設の不用浄化槽はマンホールトイレに転用されると思いますが、指定避難所以外の公共施設の不用浄化槽を大型の雨水貯留施設に転用することで、治水対策に大きく寄与する施設になります。そこで質問です。</p> <p>① これから下水道が布設される予定の指定避難所以外の公共施設はどのような施設ですか。</p> <p>② 河川への雨水の流入を抑えるために、また、雨水の有効利用のために、それらの施設に下水道が布設されるとき、不用になる浄化槽を雨水貯留槽に転換することを計画すべきと考えますがいかがですか。</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	佐野 智昭（2）	<p>1. 松林を地域・事業者・行政の協働で守り育てていくために富士海岸及び吉原海岸の松枯れ対策については、喫緊の課題として取り組まれており、平成28年度当初予算には松くい虫被害木伐倒破碎、防除薬剤地上・空中散布、塩害被害木除去などを実施する森林被害木対策事業費1694万円余が計上され、さらに11月の補正予算では松くい虫被害木伐倒破碎費2031万円余が追加計上された。</p> <p>現在、11月補正予算に基づき被害木の伐倒破碎が行われているところであるが、対象となっている2040本の松は、昨年9月から10月にかけての調査時点で被害木と判断されたものである。</p> <p>しかし、調査以降、被害はさらに拡大しており、新たに被害木と判断できるものも見受けられるが、伐倒破碎の対象とはならず、被害はさらに拡大し続けるという悪循環を招いている。そして、地域の方々は、先人たちによって守り継がれてきた松が急激な勢いで枯れていく姿を、何もできずに見ているだけの状況に、歯がゆさを感じている。</p> <p>そのような状況に対応するためには、継続して松枯れ対策を講じるとともに、被害を受けた松を迅速かつ的確に伐倒破碎処理できるような、地域・事業者・行政の協働の体制と仕組みの確立が有効であると考えられる。</p> <p>また、平成23年9月の台風15号、平成24年9月の台風17号の襲来以降、塩害被害木として除去された松及び松くい虫被害木として伐倒破碎処理された松の数は膨大であり、松林の環境も大きく変化していることから、将来を見据えて計画的に的確な保全・育成対策を講じていくことが必要であろう。</p> <p>以上を踏まえ、以下、質問する。</p> <p>(1) 松くい虫被害木を早期に発見し、迅速に伐倒破碎処理を行い、被害の拡大を防ぐため、松林を有する町内会等で定期的な巡視や被害木の可能性の高い松を選定する体制を確立する。そして、町内会等からの情報を共有し、伐倒破碎処理の必要性の有無の判定などを行う地域・事業者・行政の3者からなる判定会議を定期的開催、その判定結果をもとに地域と事業者が手分けをして伐倒破碎処理を行うといった体制・仕組みの確立を提案するがいかか。</p> <p>(2) 堤防の構築や気候変動、社会情勢の変化などに伴い、松林を取り巻く環境も大きく変わってきており、場所によって松の育成状況も異なっていることから、多様な視点で松林の実態を調査し、それを踏まえ、将来の松林のあり方や保全・育成方針、具体的な施策・取り組みを定め、地域・事業者・行政の協働による推進方策などを示す、長期的な視点に立った（仮称）松林保全・育成アクションプランの策定を提案するがいかか。</p> <p>2. 富士山を生かし、富士山と調和した富士市らしい景観形成を推進するために</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
3	佐野 智昭（2）	<p>本市の景観行政は、主には景観法に基づく富士市景観計画（平成21年7月策定、以下「景観計画」という。）、富士市景観条例（平成21年10月施行、以下「景観条例」という。）、富士市屋外広告物条例（平成24年4月施行、以下「屋外広告物条例」という。）に基づき進められており、市民・事業者・行政が一体となって良好な景観形成に取り組んでいる。</p> <p>また、平成17年度より、富士山を背景に持つ本市ならではの景観スポットを発信し、美しい富士市をPRするため、富士山百景写真コンテストが実施されている。</p> <p>そして、平成25年6月に富士山が世界文化遺産に登録されたことをきっかけに、改めて富士山の眺望の保全や富士山と調和した景観形成の重要性、海拔ゼロメートルから山頂までを望むことができる本市の特性が再認識された。</p> <p>さらに、本市が推進するシティプロモーションは、世界の宝「富士山」を活動の源に明るい未来に向かって“富士市”を発信します。が基本姿勢となっており、推進事業として「富士山と、」運動や富士山登山ルート3776などが実施されている。これらは、言うまでもなく富士山の美しい眺望や富士山と調和した富士市らしい景観が守られていてこそ成り立つものである。</p> <p>以上を踏まえ、景観に関する施策や取り組みをさらに充実、工夫していくことが、今後のシティプロモーションの推進やまちの魅力向上、本市を訪れる方々へのおもてなしにもつながっていくものと考え、以下、質問する。</p> <p>(1) 景観計画、景観条例及び屋外広告物条例に基づく施策に関連して、以下について伺う。</p> <p>① 新たに景観重要公共施設の指定を考えているか。</p> <p>② 屋外広告物条例に基づく取り組みの成果と課題をどのように捉えているか。</p> <p>③ 富士山の眺望や町並みに配慮したすぐれた屋外広告物等の顕彰制度を創設する考えはないか。</p> <p>(2) 平成28年12月に無電柱化の推進に関する法律（以下「無電柱化推進法」という。）が制定されたことを踏まえ、以下について伺う。</p> <p>① 本市では、無電柱化についてどのような実績があり、今後の予定はあるか。</p> <p>② 本市は、無電柱化推進法に対してどのような姿勢で取り組んでいくのか。</p> <p>(3) 富士山の眺望や富士山の存在を生かした富士市ならではの取り組みの充実という観点から、以下について伺う。</p> <p>① 12回目を迎えている富士山百景写真コンテスト及びその関連で、改善が必要なことや新たにに取り組んでいくことはあるか。</p> <p>② 全国に350以上あるとも言われている郷土富士（富士と呼称される山）に着目、シティプロモーションの一環に</p>	市長 及び 担当部長

順位	氏名（議席）	発 言 の 要 旨	答 弁 者
3	佐野 智昭（2）	もなる、本家本元の富士山の麓の本市で、郷土富士を有する都市が一堂に会して自慢し合う（仮称）郷土富士サミット等のイベントを山の日や富士山の日などにあわせて開催するというのはどうか。	市 長 及 び 担 当 部 長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	藤田 哲哉（8）	<p>1. 学校2学期制の見直しと土曜授業の導入について</p> <p>学習指導要領は、子どもたちの状況や時代の要請等を受けて改訂されてきた。平成20年度に行われた改訂は、教育基本法の改正により明確になった教育の目的や目標を踏まえ、子どもたちの「生きる力」をより確かに育てていく観点から見直しが行われた。</p> <p>学力については、「ゆとり」か「詰め込み」かの対立を乗り越え、基礎的な知識の習得及び主体的に学習に取り組む姿勢を育成することが重視されることとなった。</p> <p>2月14日、昨年12月の中央教育審議会の答申を踏まえ、次期学習指導要領等の改訂案が公表された。文部科学大臣の記者会見では、現在の学習指導要領の基本的な枠組みを維持しながら、子どもたちの知識の理解の質をさらに高めることを目指すものと説明された。</p> <p>富士市では、ゆとり教育が社会の要請等により推進された時代に、小中学校で2学期制や静岡式35人学級を導入、子どもと向き合う時間の確保や落ち着いた学習の取り組みを目的とした。</p> <p>しかしながら、平成25年の全国学力・学習状況調査の結果から課題も指摘された。</p> <p>そこで、以下、質問する。</p> <p>(1) 学校2学期制導入時は、「学校二学期制実践研究会」が設置され、2年間の実践研究が行われた。そして、今、平成28年度から富士市教育振興基本計画後期実施計画が、平成32年にかけて実施されている。全国的にも2学期制が見直される中、富士市も、この後期実施計画期間にメリット・デメリットを研究し、学校2学期制について見直し検討を行うよい機会と思われるが、いかがか。</p> <p>(2) 次期学習指導要領等の改訂案では、小学校の標準授業時数について3年生・4年生の外国語活動がそれぞれ35単位時間、5年生・6年生の外国語がそれぞれ70単位時間必要としている。これだけの時間数を確保するためには、土曜日の授業の導入についても検討が必要と考えるが、いかがか。</p> <p>2. 文書の取り扱いに関するガイドラインの提案</p> <p>富士市では、平成25年度から富士市及び富士宮市共同電算化事業を実施。運営体制として富士地区電子自治体推進協議会事務局を富士市情報政策課内に置き、富士市長が会長を務めている。</p> <p>業務範囲として、共同電算化計画の進捗管理や業務システムの構築等があり、基幹系システム、内部情報系システム等に分類され運用している。</p> <p>これらは、第二次富士市情報化計画（以下、「第二次計画」という。）のもとでオープン系パッケージシステムとして導入され、第三次富士市情報化計画（以下、「第三次計画」という。）</p>	市長 及び 教育長 担当部長

順位	氏名（議席）	発言の要旨	答弁者
4	藤田 哲哉（8）	<p>へと引き継がれ、電子自治体の確立を目指している。</p> <p>さて、第二次計画策定時の時代と比べ情報化を取り巻く環境が大きく変わり、スマートデバイスの普及や通信速度の高速化によりワークスタイルも変化、行政サービスにおいても情報通信技術（以下、「ICT」という。）の進展に伴い、新たにICTを利用したサービスの展開が必要という観点から、第三次計画では、基本方針に「魅力的でいきいきした情報の発信」を新設、コスト削減の視点だけでなく、情報発信強化のチャンスという視点に立ち新たな展開を加えた。</p> <p>以上は、市が保有するありとあらゆる情報をシステム化し、行財政の効率化や市民サービスの向上を具現化する計画であり、ICTを利用したサービス、すなわちシステムの出口部分であると考えられる。</p> <p>しかしながら、システムの入口部分であるベースデータとなる大もと、つまり各課から集まってくる情報は、その担当の考え方や個人のICTに依存している状況にある。</p> <p>ここに文書の電子化が進む中、業務のワークフローで入口部分を重点化する必要があると考える。行政文書作成時に文書の性質を各自が十分に理解することにより、目的別に文書データの形を規格化する。すなわち、今まで行政文書作成後の編綴する際に、分類されていたものを、作成時に目的別に分類するものである。</p> <p>このことにより、行政文書の管理の効率化がなされ、公開等にも迅速に対応できるとともに、データの利用を意識した形をとることで、オープンデータ化の推進にも寄与できる。</p> <p>これらを踏まえ、以下質問する。</p> <p>市が保有する情報も市有財産という考え方、すなわち市民と情報を共有することで、公共の福祉の増進が考えられるとすると、その品質確保を担保することは重要であると考えられる。そこで、文書の取り扱いに関するガイドラインが必要不可欠であると思うが、いかがか。</p>	市長 及び 教育長 担当部長